［第二段落・第三段落　略］	［同上］
この基本指針は、この新たな制度の下、第六十条に基づき、教育・保育の提供体制の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項（市町村子ども・子育て支援事業支援計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画をいう。以下同じ。）の記載事項等を定め、もって教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備その他法に基づく業務の円滑な実施が計画的に図られるようにすることを目的とするものである。	この基本指針は、この新たな制度の下、第六十条に基づき、教育・保育の提供体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項並びに子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画をいう。以下同じ。）の記載事項等を定め、もって教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備その他法に基づく業務の円滑な実施が計画的に図られるようにすることを目的とするものである。
第二　教育・保育を提供する体制の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項	第二　教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項
一　教育・保育を提供する体制の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的考え方	一　教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的考え方
法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の法律の関係法律に基づき実施する子ども・子育て支援に係る制度（仕事・子育て両立支援事業を除く。以下「子ども・子育て支援制度」という。）は、第一の子ども・子育て支援の意義に関する事項を踏まえ、市町村が制度を実施し、都道府県及び国が重層的に支える仕組みである。	法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の法律の関係法律に基づき実施する子ども・子育て支援に係る制度（以下「子ども・子育て支援制度」という。）は、第一の子ども・子育て支援の意義に関する事項を踏まえ、市町村が制度を実施し、都道府県及び国が重層的に支える仕組みである。
［第二段落～第八段落　略］	［同上］
教育・保育施設は、教育・保育の質の確保及び向上を図るため、自己評価、関係者評価、第三者評価等を通じて運営改善を図ることが求められる。市町村、都道府県及び国はこのために必要な支援を行う。	教育・保育施設は、教育・保育の質の確保及び向上を図るため、自己評価、関係者評価、第三者評価等を通じて運営改善を図ることが求められる。市町村、都道府県及び国はこのために必要な支援を行う。
国は、仕事・子育て両立支援事業について、二に掲げる子どもの育ちに関する理念及び三に掲げる子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義を踏まえ、保育の質を確保しつつ、多様な働き方に対応した仕事と子育ての両立など事業の特色を踏まえ、事業を実施する。事業の実施に当たっては、保護者及び子どもの利便性に配慮する。	［上記二段落を加える］

保育の質を確保するため、小規模保育事業や事業所内保育事業の職員配置及び設備等の認可基準を踏まえ、仕事・子育て両立支援事業に係る事業所内保育業務を行う施設（以下「事業所内保育施設」という。）の助成等の対象を定めるなどの対応を行う。また、保育の質が維持されるよう、助成等を行った事業所内保育業務施設等に対する助成要件の確認に係る指導・監査、助成決定の取消等の仕組みを設ける。	保育の質を確保するため、小規模保育事業や事業所内保育事業の職員配置及び設備等の認可基準を踏まえ、仕事・子育て両立支援事業に係る事業所内保育業務を行う施設（以下「事業所内保育施設」という。）の助成等の対象を定めるなどの対応を行う。また、保育の質が維持されるよう、助成等を行った事業所内保育業務施設等に対する助成要件の確認に係る指導・監査、助成決定の取消等の仕組みを設ける。
二　［略］	二　［同上］
4　国と地方公共団体との連携及び協働	4　国と地方公共団体との連携及び協働
［1～3　略］	［同上］
国及び地方公共団体は、相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援給付及びその他の地域子ども・子育て支援事業が適切かつ円滑に行われるようにしなければならない。このため、国及び地方公共団体は恒常的に意見交換を行い、連携及び協働を図りながら地域の実情に応じた子ども・子育て支援を推進することが必要である。	国及び地方公共団体は、相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援給付及びその他の地域子ども・子育て支援事業が適切かつ円滑に行われるようにしなければならない。このため、国及び地方公共団体は恒常的に意見交換を行い、連携及び協働を図りながら地域の実情に応じた子ども・子育て支援を推進することが必要である。
国は、仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を図るため、地方公共団体への事業の内容や実施状況等の情報提供などを行う体制を整備する。また、例えば、地域枠の設定状況などの情報が地方公共団体に共有され、保育所等への入所を希望する保護者への案内につながるようにするなど、各地方公共団体における待機児童の解消等を図る観点から、地域の実情に応じ、事業所内保育施設が活用されるよう必要な対応を行う。	［上記段落を加える］
5　教育・保育施設等における事故防止	［5を加える］
教育・保育施設や認可外保育施設等においては、子どもが安全・安心で健やかに育つことが重要であり、子どもの死亡事故などの重大事故は本来あってはならないにもかかわらず、毎年発生している。このため、教育・保育施設等及び地方公共団体は、事故防止、事故発生時の対応、再発防止に係る取組を進めるとともに、国においても重大事故の発生や再発防止の取組を進めていく。	

備考　表中［　］の記載は注記である。